

市民参加実施予定シート

予 定
令和3年4月1日時点

担当課(子ども家庭課)

1 市民参加の手續 実施予定について

タイトル	南流山児童センター会議室の料金設定について	市が考える 市民等への影響	メリット ・受益者負担の原則に基づく料金を設定することにより、児童センターにかかる経費の財源を拡充できる。 デメリット ・利用料金が発生するので市民の経済的負担が増える。
正式名称	流山市南流山児童センターの設置及び管理に関する条例		
概要	新しく開設される南流山児童センター内において、会議室が設置されることから、料金設定について市民に意見を求めるもの。		

(1) 市民参加の対象事項について

市民参加の対象事項に該当するもの (条例第5条第1項及び第4項)	市民参加の手續を実施しないもの (第5条第2項の規定)
(1) 基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更	(1) 軽易なもの
(2) 行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃	(2) 緊急に行わなければならないもの
(3) 公共施設の設置に係る計画の策定又は変更	(3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの
(4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃	実施しない詳しい理由
(5) 条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更	
第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合	

(2) 市民参加の手法について

市民参加の方法 (条例第6条第1項)				
実施方法	実施予定時期	参加が期待される市民等	その他特記事項	左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期(流れ)を選択した理由
複数実施	子ども子育て会議	令和3年1月下旬	子ども子育て会議委員	・審議会：専門的な見地から調査や審議、意見等を聴取する必要があると考えた。 ・アンケート：市内全域において、児童センターを利用する市民の声を聞き取る必要があると考えたため。
	児童センター等へのアンケート	令和3年1月(2週間程度)	子育て世帯	

(3) 市民参加のスケジュール(予定)

令和元年度		令和2年度											令和3年度		
4~9月	10月~3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4~9月	10月~3月
												審議会			
												アンケート実施			
												←→			

2 当初予定からの変更履歴

変更項目	変更日	変更内容・理由	変更項目	変更日	変更内容・理由